

**令和2年度 第1回 福岡県後期高齢者医療広域連合
情報公開・個人情報保護審査会 議事要旨**

1. 日 時 令和3年3月8日（月） 14：57～15：31

2. 場 所 福岡県自治会館1階 101会議室

3. 出席者

(1) 委員 村上委員、吉田委員、貫委員、大村委員、堤委員

(2) 事務局 米田事務局長、河口事務局次長、兒島総務課長、梅田保険課長、
久保田健康企画課長ほか

4. 議事の要旨

(1) 開会

(2) 委員紹介・職員紹介

(3) 会長選出・会長職務代理者の指名

互選により村上委員を会長として選出した。

村上会長から吉田委員を会長職務代理者として指名した。

(4) 情報公開・個人情報保護審査会の所掌事務について

○事務局 (資料1、2ページに基づき説明)

○会 長 審査会の意見が聞きたいと事務局から諮問があったときにお集まりいただき、それぞれ専門の立場からご意見を伺うことと、情報公開制度・個人情報保護制度の開示決定をめぐって審査請求がなされたときに、その審査を行うことがある。今までにそういった事例はあるか。

○事務局 ない。

○会 長 普通の自治体では非公開決定などのケースで審査請求をされることがあるが、この会ではない。主に年度末に運用状況の報告を受け、それについての意見を伺っている。

(5) 議題

平成30年度、令和元年度及び令和2年度における情報公開制度及び個人情報保護制度の運営状況について

○事務局 (資料3～6ページに基づき説明)

○委 員 1号事務と2号事務の違いは何か。どちらも開示、部分開示、不開示、却下、取り下げと処理状況については同じような項目があるが、どのよう

な内容でどのように違うのか。また2号事務については、訂正や利用停止と所掌事務にあるが、処理状況の中の処理項目にはない。

○事務局 1号事務は公文書の開示である。例えば滞納者の人数や短期の保険証の発行人数等、広域連合が公文書として保有している情報の開示請求である。

○委員 その請求があったということか。

○事務局 そのとおり。2号の個人情報開示は、本人または代理人からの診療報酬の内容や、給付、療養費の診療の内容といった情報の開示請求である。

○委員 訂正や修正の有無はどうか。

○事務局 訂正や修正についてはなかった。

○委員 2号事務の中で、そういったものに対して調査・審議し、答申することになっている。項目自体は存在するという認識でよいか。

○事務局 そのとおり。実施機関で判断しかねるものについては、審査会に審査していただく場合がある。

○会長 1号はいわゆる公文書の情報公開である。2号は特定の個人に関する情報を見たいという個人情報の保護に関するもので、制度が違う。個人情報の方は、見たいという請求や、見たが生年月日が間違っているといった場合の訂正請求、そういった個人のプライバシーを守る制度である。いずれも開示請求が少しあったというだけで、訂正請求等はなかったということ。県や市、福岡市等では訂正請求も出てはいる。

○委員 保有個人情報の開示状況について、部分開示が令和元年度に1件、2年度に2件あるが、どういった部分が対象になったのか。

○事務局 これは3件とも共通する内容である。故人の高額医療費や療養費等を遺族が請求し、請求した遺族以外の方がその情報を開示請求した場合に、支給額は開示するが、誰のどの口座にといった情報は非公開となるため、部分開示とした。

○会長 それは相続人ではなかったのか。

○事務局 どちらも故人の子ではあるが、異なる方である。

○会長 法定相続人ではないのか。

○事務局 法定相続人である。

○会長 相続人については規定がないため恐らく運用でやっていると思うが、公開している自治体もある。特定の、例えば相続財産をめぐる問題で亡くなった人の情報を見たい場合や、損害賠償請求において事故の状況等を見たいという場合に、自治体の中には運用でやっているところもあり、条例の中に特定の範囲の相続人は請求できるという規定を持っているところもある。広域連合では条例にも規定がなく、運用でも法定相続人には本人でない限りその部分は公開していないということか。

○事務局 そうである。

○委員 金額は開示しているが、口座や支給を受けた人の名前は開示しなかった。例えば子が3人おり、そのうちの1人が高額医療費や療養費等の請求を行った場合に、他の兄弟は金額は分かるが、口座や誰に払ったかは分からないということではよいか。

- 委員 個人情報というのは生存者の情報のことであり、亡くなった方の情報については運用によってそういった取扱いをしたという理解でよいか。
- 事務局 そうである。
- 会長 取扱いは自治体によって異なるところがある。
- 委員 相続人の便宜を図るという意味では、いくら医療費を支給し、それを例えば長男が管理し、兄弟で均等に分けるといった場合に必要な情報ではないかと思う。軍歴などでは、3親等までは請求すると見ることができるといった規定もある。亡くなった方も3親等以内の親族や、相続人等の範囲で見られるようにした方がよいのではないか。
- 会長 この問題について、他の広域連合の情報等は把握しているか。
- 事務局 把握していない。調べてみたいと思う。
- 会長 亡くなった方の情報は、親や子は本人の情報と同一視できる面もあると思うし、知りたいということもあると思われる。今日出た意見を踏まえて、検討してもらいたい。
- 委員 取下げはどういった内容のものか。
- 事務局 これは本人のレセプトを確認したいということで一旦申請を受け付けたが、レセプトの点数の内訳を知りたい、診療内容の内訳を知りたいという内容であったため、広域連合の保有する情報では分からないということで取下げをお願いした。
- 会長 広域連合でそういった情報は分からないものか。
- 委員 レセプトは決まった行為に対しての点数が法定価格で決まっているため、その具体的な内容は医療機関に直接聞かなければ分からない。例えば再診料がいくら、といった場合に、再診料の内容について問われても事務方ではどういう内容か分からない。
- 会長 ではそれを事務局で説明し、納得していただいて請求者が取下げたということか。
- 事務局 そのとおり。
- 会長 来年度、令和3年度の運用状況の報告があると思うが、全てでなくて構わないので、特に部分開示になったもの等については差し支えない範囲で案件を記載していただき、それをもとに意見を伺えたらと思う。
- 会長 個人情報開示請求の請求事由は、概ね相続等の件によるものか。自己の情報というのが基本であるが、どういった情報を求めているか。
- 事務局 受診履歴や診療報酬の明細がほとんどである。それぞれについて、対象が故人の場合と本人の場合とがある。
- 会長 自治体では、戸籍や住民票を第三者も取得できるため、その開示履歴を知りたいという開示請求がある。福岡市では事前に登録して、第三者が自分の住民票を取得した場合に通知する制度もあるため、その通知を受け取って、誰が取得したかということを開示請求するケースなどがある。広域連合で取り扱うのは医療情報、いわゆる要配慮情報であるから、慎重な取扱いに苦勞するのではないか。
- 事務局 何を求めているかについて、直接話をよく伺ってからの開示ということ

になる。

○会 長 何年度の自分のレセプトが見たいといった単純な内容であればいいが、関係書類全てといった内容であった場合、どの程度開示して差し支えないか難しいところもあると思う。

(6) その他
なし